

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバドミントン連盟（以下、連盟という。）関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって連盟に対する信頼を確保することを目的とする。

(この規程の適用範囲)

第2条 前条に規定する「連盟関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 連盟定款6条に規定する正会員、会員、賛助会員、同23条に規定する役員及び同45条に規定する委員会委員、同46条に規定する委員会委員。
- (2) 連盟と雇用関係にある職員（正社員、契約社員、アルバイト社員等）、ボランティアスタッフ。

(連盟関係者の基本的責務)

第3条 連盟関係者は、関係法令、連盟定款、規約、関係規程を遵守し、バドミントンの健全な普及・発展に努めるとともに、それぞれの職務を遂行しなければならない。

(連盟関係者の遵守事項)

第4条 連盟関係者は次の行為をしてはならない。

- (1) 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等を行うこと。
- (2) 身体的及び精神的ハラスメントを行うこと。
- (3) ドーピング及び薬物乱用を行うこと。
- (4) 個々の権利、尊厳及び価値を尊重せず、差別すること。
- (5) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要を行うこと。
- (6) 暴力団など反社会的勢力と関係をもつこと、取引を行うこと、不当要求に応じること。

2. 連盟関係者は社会倫理に反する行為の予防を徹底しなければならない。違反した連盟関係者に対しては厳正に必要な措置をとるものとする。

第5条 連盟関係者は経理規程等に則り適正な経理処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。不正行為が認められた場合は厳正に必要な措置をとるものとする。

第6条 この規程に掲げられた事項以外においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

(倫理委員会の設置)

第7条 この規程の実効性を確保するため、連盟に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

(違反行為の処分)

第8条 この規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。

- (1) 除名処分または解雇処分
- (2) 連盟役員の解任及び就任禁止処分
- (3) 特定の委員会の委員長または委員の解任及び就任禁止処分
- (4) 連盟主催の各種大会への出場停止処分または参加禁止処分
- (5) 文書による嚴重注意処分
- (6) 口頭による嚴重注意処分

2. 処分的前提となる事項は、証拠及び証言、専門家の意見その他一切に基づいて認定する。

3. 処分に際しては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるものとする。

ただし、当事者の同意がある場合、又は当事者が弁明の機会を拒否若しくは無断欠席をした場合はこの限りではない。

4. この規程違反の認定は、倫理委員会がその理由を示した文書により行い、同書面には倫理委員長及び委員が署名する。

5. 理事会は、前項の認定に従い、必要な処分を行うことができる。ただし、規約等に別途の定めがある場合を除く。

(処分の通告)

第9条 処分が理事会により決定した際、速やかに被処分者に文書により通告する。なお、必要に応じて当該者の氏名及び内容を公表することができる。

(不服申し立て)

第10条 この規程に基づき連盟の決定した処分内容に対し、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、連盟理事会の決定をもって行う。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和2年2月1日一部改定し、同日から施行する。
3. この規程は、令和4年1月6日一部改定し、同日から施行する。